

## 4 資料編

- ( 1 ) 将来推計と必要食数の検討
- ( 2 ) 関係法令等

## 4 資料編

### (1) 将来推計と必要食数の検討

#### ア 基本方針

##### (ア) 設定の考え方

市の新たな調理場整備に向けて、児童・生徒数の将来推計を行うとともに、必要給食数の検討を行う。

推計にあたり、「児童・生徒数の推計」及び、「国立社会保障・人口問題研究所」(以下「社人研」という。)の将来推計人口データベース等の資料を根拠に設定を行う。

##### (イ) 設定方法

食数を設定するためには、将来的な推計が必要となる。

設定フローは、図表4-1-1に示すとおりであり、3段階に分けて設定を行う。各段階での設定方法は、以下のとおり。

現状で人口を把握することができる令和元年度の0歳児が小学校に入学する令和8年度までは住民基本台帳の人口に就学率等を勘案し、児童・生徒数を推計する。

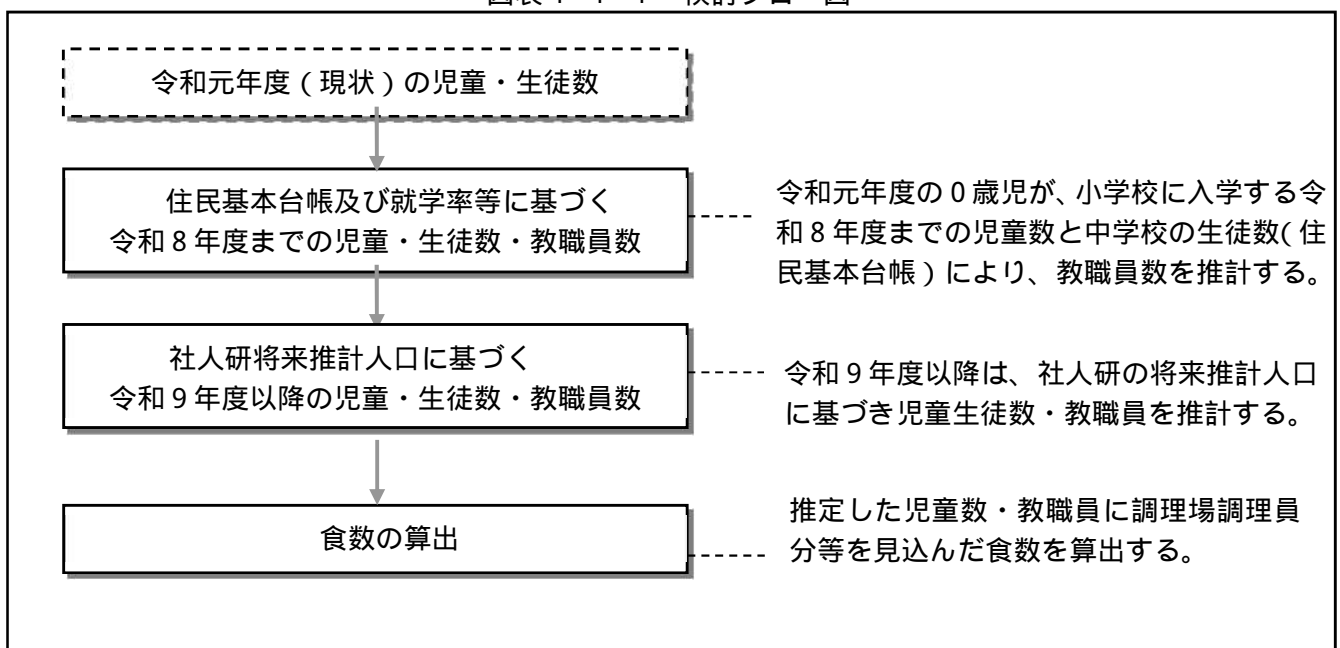
なお、教職員数については、現状の配置状況(学級数に対する教職員数等)をもとに推計する。児童・生徒数の推計結果は、住民基本台帳による。

令和9年度以降は、社人研による「日本の市区町村別将来人口推計」(平成30年3月推計)の5歳階級別データを基に小学校・中学校の児童・生徒数を推計する。

、 の検討結果に、調理場調理員及び予備食等分を見込んだ食数を算出する。

食数推計に当たって、単独調理場方式と共同調理場方式である小学校のうち、共同調理場方式である小学校と中学校の合計を新たな調理場の必要食数とする。

図表4-1-1 検討フロー図



イ 児童・生徒数の予測

(ア) 住民基本台帳等に基づく児童・生徒数・教職員数及び学級数

a 児童・生徒数

住民基本台帳の人口に就学率等を勘案し、推計された令和3年度～令和8年度までの児童・生徒数は、図表4-1-2に示すとおりである。

図表4-1-2 令和3年度～令和8年度の児童・生徒数の推計結果

(人)

区分		現状		推計値					
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
小学校	単独調理場	4,492	4,423	4,336	4,298	4,160	4,055	3,979	3,861
	共同調理場	8,093	7,887	7,720	7,643	7,659	7,555	7,413	7,303
	計	12,585	12,310	12,056	11,941	11,819	11,610	11,392	11,164
中学校	計	6,348	6,276	6,343	6,293	6,222	6,073	5,903	5,787
新共同調理場対象 計		14,441	14,163	14,063	13,936	13,881	13,628	13,316	13,090
小中 合計		18,933	18,586	18,399	18,234	18,041	17,683	17,295	16,951

令和元年度、令和2年度の児童・生徒数は、実績に基づき記載

b 学級数

上記、児童・生徒数に基づき、推計された令和3年度～令和8年度までの小学校・中学校の学級数は、図表4-1-3に示すとおりである。

令和3年度以降の特別支援学級数については、平成27年度から令和2年度の実績より、通常学級に対する特別支援学級の割合(小学校20%、中学校22%)を設定し、当該割合を通常学級に乗じて算定した。

図表4-1-3 令和3年度～令和8年度の学級数の推計結果

(学級数)

区分		現状		推計値						
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
小学校	単独調理場	通常学級	139	136	131	132	131	126	125	120
		特別支援 <sup>2</sup>	25	28	27	27	27	26	25	24
		計	164	164	158	159	158	152	150	144
	共同調理場	通常学級	276	273	267	264	261	254	254	254
		特別支援 <sup>2</sup>	63	68	54	53	53	51	51	51
		計	339	341	321	317	314	305	305	305
中学校	通常学級	178	175	182	182	179	173	167	164	
	特別支援 <sup>2</sup>	41	46	41	41	40	39	37	37	
	計	219	221	223	223	219	212	204	201	
新共同調理場対象 計		558	562	544	540	533	517	509	506	
小中 合計		722	726	702	699	691	669	659	650	

1 令和元年度、令和2年度の児童・生徒数は、実績に基づき記載

2 特別支援学級数は、小数点第一位以下で切り上げ

c 教職員等数

教職員等数については、令和元年度の教職員等の配置実績を踏まえ算定した。

常勤教職員のうち、校長、教頭及び養護教諭は各校に1人配置されている。また小学校の栄養教諭・学校栄養職員については、単独調理場は各校に1人ずつ、共同調理場は1場に3人ずつ(2場)の配置としている。残りの教職員等を教員(常勤)と設定した。

教員(常勤)は、学級数に伴い変動するものとして、令和元年度の学級数に対する教員(常勤)数の比率を求め、令和2年度以降の教員(常勤)については、この比率を用いて算定するものとした(1常勤教職員の算定方法 参照)。

なお、非常勤職員については、日々の勤務状況によって給食の喫食人数が変動すること、また、令和3年度以降の変動要素が不明であるため、令和元年度及び令和2年度の配置状況を踏まえ、令和2年度の非常勤教職員数を、単独調理場対象で70人、共同調理場対象で160人、中学校対象で90人とし、令和3年度以降も同人数を配置するものとした。

令和元年度の教職員等配置状況の一覧は表4-1-4に示すとおりである。

表4-1-4 令和元年度 教職員等配置状況

(人)

区分		小学校 7校 (単独調理場)	小学校 21校 (共同調理場)	中学校 15校	備考
常勤教職員	校長	7	21	15	
	教頭	7	21	15	
	教員(常勤)	215	415	376	令和元年度の常勤教職員の総数から校長、教頭等の各区分に分類した(常勤)教職員を引いた人員 学級数により変動を見込む (算出方法は以下 1参照)
	養護教諭	7	21	15	
	栄養教諭・ 学校栄養職員	7	6		
	学校事務	10	21	15	
	校務作業員	14	42	30	
	調理員等	60	155		配送ドライバー、配膳員等含む
小計	327	702	466		
非常勤教職員	スクールカウンセラー	1	4	6	各学校に配属されているわけではないため、左記のような仮配置人数とする。
	スクールソーシャルワーカー	1	1	3	
	サンサンスタッフ	27	82	44	
	介助員等	32	65	19	
	小計	61	152	72	日々の勤務状況により、給食喫食人数は変動する。
合計	388	854	538		

## 1 常勤教職員の算定方法

常勤の教職員（校長、教頭等の各校固定の教職員は除く。）は、学級数に応じて変動するものと仮定し、以下の方法で常勤教職員数を算定しています。

令和元年度の常勤教職員及び学級数

区分	小学校 7校 (単独調理所)	小学校 21校 (共同調理場方式)	中学校 15校
学級数	164	339	219
教員(常勤)	215	415	376
教員(常勤) 対学級数比率	1.31	1.22	1.72

(計算例)

令和3年度 小学校(単独調理場)の場合

$$\begin{aligned} \text{教員(常勤)数} &= \text{学級数(158)} \times 1.31 \\ &= 207 \quad (\text{小数点以下切り上げ}) \end{aligned}$$

その他の常勤教職員

$$\begin{aligned} &= 7 \times \{ \text{校長(1)} + \text{教頭(1)} + \text{養護教諭(1)} + \text{栄養教諭(1)} \} \\ &= 28 \end{aligned}$$

学校事務

$$= 10$$

校務作業員

$$= 14$$

調理員等

$$= 60$$

$$\text{常勤教職員数( + + + + )} = 207 + 28 + 10 + 14 + 60 = 319$$

d 児童・生徒数・教職員数及び学級数

上記 a～c に基づき算定した令和元年度から令和 8 年度までの児童・生徒数・教職員数及び学級数は、表 4 - 1 - 5 に示すとおりである。

図表 4 - 1 - 5 令和元年度～ 8 年度までの児童・生徒数・教職員数及び学級数 (人/学級数)

区分		現状		推計値					
		令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
小学校 (自校)	児童数	4,492	4,423	4,336	4,298	4,160	4,055	3,979	3,861
	常勤教職員数	327	327	319	321	319	312	309	301
	非常勤職員数	61	70	70	70	70	70	70	70
	計	4,880	4,820	4,725	4,689	4,549	4,437	4,358	4,232
	学級数	164	164	158	159	158	152	150	144
小学校 (共同調理場)	児童数	8,093	7,887	7,720	7,643	7,659	7,555	7,413	7,303
	常勤教職員数	547	549	524	519	516	505	505	505
	非常勤職員数	152	160	160	160	160	160	160	160
	計	8,792	8,596	8,404	8,322	8,335	8,220	8,078	7,968
	学級数	339	341	321	317	314	305	305	305
中学校	生徒数	6,348	6,276	6,343	6,293	6,222	6,073	5,903	5,787
	常勤教職員数	466	471	474	474	467	455	441	436
	非常勤職員数	72	90	90	90	90	90	90	90
	計	6,886	6,837	6,907	6,857	6,779	6,618	6,434	6,313
	学級数	219	221	223	223	219	212	204	201

(イ) 社人研将来推計人口に基づく児童・生徒数・教職員数

a 社人研の将来推計人口

社人研による本市の将来推計人口(各年 10 月 1 日時点の推計人口)については、表 4 - 1 - 6 に示すとおりである。

表 4 - 1 - 6 市の将来推計人口(5 歳階級) (人)

年次	令和 2	令和 7	令和 12	令和 17	令和 22
0～4 歳	8,709	7,828	7,381	7,057	6,700
5～9 歳	9,270	8,717	7,854	7,422	7,114
10～14 歳	10,701	9,264	8,717	7,860	7,435
15～19 歳	12,427	11,412	9,885	9,304	8,392

b 将来推計人口に基づく変動率の設定

社人研の推計は、5 年間隔、5 歳階級となっていることから、中間年については前後の推計人口を直線補間し、小学生(6～11 歳) 中学生(12～14 歳)となる年齢区分については、各階級の年齢別人口が同数とみなして設定した(例: 0～4 歳の人口が 100 人の場合、0, 1, 2, 3, 4 歳の人口は各 20 人)。小学校及び中学校の各年度の人口推計

値を設定した。市全体では、対象年齢の人口は減少傾向にある（表4-1-7参照）。

令和9年度以降の人口推計は、今後の減少傾向を見込むため、本推計の変動率（算出方法は以下 変動率の算出方法を参照）に基づき設定する。

表4-1-7 市の小・中学校年齢区分別人口推計

(人)

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	令和20	令和21	令和22
小学校 (6-11歳)	11,696	11,493	11,289	11,086	10,882	10,679	10,497	10,315	10,133	9,951	9,770	9,633	9,496	9,358	9,221	9,082	8,998	8,914	8,831	8,747	8,665
変動率		-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01
中学校 (12-14歳)	6,421	6,248	6,076	5,904	5,732	5,558	5,493	5,428	5,362	5,297	5,230	5,128	5,025	4,922	4,820	4,716	4,665	4,614	4,563	4,512	4,461
変動率		-0.03	-0.03	-0.03	-0.04	-0.04	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.03	-0.03	-0.03	-0.03	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02

児童・生徒数（令和9年度以降）の算出方法

令和9年度以降の児童・生徒数は、前年度の児童・生徒数に社人研の人口推計より設定した変動率を乗じて算定する。

（変動率の設定）

$$n \text{ 年度の変動率} = \{n \text{ 年度の人口推計} - (n-1) \text{ 年度の人口推計}\} / n \text{ 年度の人口推計}$$

令和9年度（小学校）の場合

$$\begin{aligned} \text{変動率} &= \{10,315 - 10,497\} / 10,315 \\ &= -0.018 = -0.02 \text{（小数点第三位以下で切り上げ）} \end{aligned}$$

（児童・生徒数の計算例）

令和9年度の児童数（小学校（単独調理場））の場合

$$\begin{aligned} \text{児童数} &= \text{令和8年度の人口} (3,861) \times \text{令和9年度の変動率} (1 - 0.02) \\ &= 3,783.8 = 3,784 \text{（小数点第一位以下で切り上げ）} \end{aligned}$$

c 学級数の設定

令和9年度以降の通常学級の数については、児童・生徒数に対する図表4-1-8の令和元年度から令和8年度の1学級あたりの児童・生徒数の平均に基づき算定する。

なお、特別支援学級数については、P.44の特別支援学級の割合から算定する。

（算出方法は以下 学級数（令和9年度以降）の算定方法を参照）

表4-1-8 令和元年度から令和8年度までの1学級あたりの児童・生徒数と平均値（人/学級）

区分	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	平均値
小学校	単独調理場	31	32	32	32	31	31	32	32
	共同調理場	28	27	28	28	29	28	28	28
中学校	35	35	34	34	34	34	34	34	34

#### 学級数（令和9年度以降）の算定方法

学級数（令和9年度以降）の算定方法は、児童・生徒数に応じて変動するものと仮定し、通常学級数と特別支援学級数を算定する。

（計算例）

令和9年度 小学校（単独調理場）の場合

通常学級数

通常学級数は、特別支援学級の児童数を除いた児童数を1学級当たりの児童数で除して算定する。

なお、特別支援学級の児童数の割合は、令和元年度、令和2年度の実績（3%）より設定する。

$$\begin{aligned}\text{通常学級数} &= \text{児童数}(3,784) \times \text{特別支援学級の児童数の割合}(1 - 0.03) \\ &\div \text{1学級の児童数}(32) \\ &= 114.7(A)\end{aligned}$$

特別支援学級数と通常学級数の合計

特別支援学級数と通常学級数の合計は、通常学級数の割合にP.44の特別支援学級の割合（20%）を乗じて算定する。

$$\begin{aligned}\text{学級数合計} &= \text{通常学級数}(A) + \text{特別支援学級数}(\text{通常学級数}(A) \times (0.2)) \\ &= 137.6 = 138(\text{小数点第一位以下で切り上げ})\end{aligned}$$

#### （ウ）推計結果

算出した対象校の児童・生徒数及び教職員数の将来推計は、表4-1-9のとおりである。

現時点での出生数により把握できる令和8年度の新たな共同調理場の対象となる児童・生徒数の合計は、13,090人であり、以降の社人研の変動率に基づく推計では、令和9年度が12,829人、令和10年度が12,573人と減少傾向が継続する。

令和4年度に新調理場の施設整備に着手した場合、供用開始となる時期は、最短で令和6年度以降となる見込みである。

食数設定に当たっては、令和6年度及びこれ以降の減少傾向を考慮して設定する必要がある。



表 4-1-1-9 食数の将来推計結果

(人)

区分	現状		推計値(住民基本台帳)										推計値(社人研)										
	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035	令和18 2036	令和19 2037	令和20 2038	令和21 2039	令和22 2040	
小学校 (単独調理場) A	児童数	4,492	4,423	4,336	4,298	4,160	3,979	3,861	3,784	3,709	3,635	3,563	3,492	3,423	3,355	3,288	3,223	3,191	3,160	3,129	3,098	3,068	
	常勤教職員数	327	327	319	321	319	312	309	301	293	289	283	280	276	274	270	267	266	263	262	261	259	
	非常勤職員	61	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	
	計	4,880	4,820	4,725	4,689	4,549	4,437	4,358	4,232	4,147	4,068	3,992	3,842	3,769	3,699	3,628	3,560	3,527	3,493	3,461	3,429	3,397	
小学校 (共同調理場) B	児童数	164	164	158	159	158	152	144	138	135	133	130	128	125	123	120	118	117	115	114	113	112	
	常勤教職員数	547	549	524	519	516	505	505	485	478	472	464	458	451	445	439	433	430	427	424	420	418	
	非常勤職員	152	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	
	計	8,792	8,596	8,404	8,322	8,335	8,220	8,078	7,968	7,802	7,652	7,506	7,361	7,221	7,082	6,947	6,815	6,685	6,622	6,559	6,497	6,434	6,374
小学校 A + B	学級数	339	341	321	317	314	305	305	289	283	278	272	267	261	256	251	246	244	241	239	236	234	
	計	13,672	13,416	13,129	13,011	12,884	12,657	12,436	12,200	11,949	11,720	11,498	11,277	11,063	10,851	10,646	10,443	10,245	10,149	10,052	9,958	9,863	9,771
中学校 C	生徒数	6,348	6,276	6,343	6,293	6,222	6,073	5,903	5,787	5,672	5,559	5,448	5,340	5,234	5,077	4,925	4,778	4,635	4,543	4,453	4,364	4,277	4,192
	常勤教職員数	466	471	474	474	467	455	441	436	424	417	410	404	398	388	379	371	362	357	352	347	342	336
	非常勤職員	72	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
	計	6,886	6,837	6,907	6,857	6,779	6,618	6,434	6,313	6,186	6,066	5,948	5,834	5,722	5,555	5,394	5,239	5,087	4,990	4,895	4,801	4,709	4,618
新共同調理場 対象 B + C	学級数	219	221	223	223	219	212	204	201	194	190	186	182	179	173	168	163	158	155	152	149	146	143
	児童生徒数	14,441	14,163	14,063	13,936	13,881	13,628	13,316	13,090	12,829	12,573	12,322	12,077	11,837	11,548	11,267	10,994	10,727	10,575	10,425	10,277	10,131	9,988
	常勤教職員数	1,013	1,020	998	993	983	960	946	941	909	895	882	868	856	839	824	810	795	787	779	771	762	754
	非常勤職員	224	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
計	15,678	15,433	15,311	15,179	15,114	14,838	14,512	14,281	13,988	13,718	13,454	13,195	12,943	12,637	12,341	12,054	11,772	11,612	11,454	11,298	11,143	10,992	
食数	学級数	558	562	544	540	533	517	509	506	483	473	464	454	446	434	424	414	404	399	393	388	382	377
	共同調理場分 等	335	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310
食数総計	16,013	15,743	15,621	15,489	15,424	15,148	14,822	14,591	14,298	14,028	13,764	13,505	13,253	12,947	12,651	12,364	12,082	11,922	11,764	11,608	11,453	11,302	

ウ 必要調理能力の検討

(ア) 食数の設定

推計結果に基づき、児童・生徒数及び教職員等数の合計に、その他必要食数（予備食、検食等）として310食を加えたものを、必要食数として算出する。

児童・生徒数及び職員数の推計結果より、新たな共同調理場の供用開始が見込まれる令和6年度以降の必要食数は、図表4-1-10のとおりである。

図表4-1-10 新たな共同調理場の食数の設定

(食数)

項目		現状	推計							
		令和元	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
小学校 (21校)	児童数	8,093	7,555	7,413	7,303	7,157	7,014	6,874	6,737	6,603
	常勤教職員数	547	505	505	505	485	478	472	464	458
	非常勤職員数	152	160	160	160	160	160	160	160	160
	計	8,792	8,220	8,078	7,968	7,802	7,652	7,506	7,361	7,221
中学校 (15校)	生徒数	6,348	6,073	5,903	5,787	5,672	5,559	5,448	5,340	5,234
	常勤教職員数	466	455	441	436	424	417	410	404	398
	非常勤職員数	72	90	90	90	90	90	90	90	90
	計	6,886	6,618	6,434	6,313	6,186	6,066	5,948	5,834	5,722
児童・生徒数計		14,441	13,628	13,316	13,090	12,829	12,573	12,322	12,077	11,837
常勤教職員数計		1,013	960	946	941	909	895	882	868	856
非常勤職員数計		224	250	250	250	250	250	250	250	250
その他必要食数		335	310	310	310	310	310	310	310	310
合計		16,013	15,148	14,822	14,591	14,298	14,028	13,764	13,505	13,253

#### (イ) 必要調理能力の設定

食数の設定結果から、供用開始予定の令和6年度の必要食数は、児童・生徒数及び教職員等の食数の合計14,838食に、その他必要食数(予備食、検食等)として310食を加算した15,148食となります。

このことから新たな共同調理場の調理能力は、試食会等の不定期な食数増や推計の上振れ等を踏まえると令和6年度時点では約15,500食/日を確認する必要があります。

しかし、図表4-1-10によると、令和7年度には必要食数が15,000食/日を下回り、以後必要食数が減少し続けること、また、調理能力を実際の調理食数が上回ったとしても、調理時間の調整や調理機器の余剰能力での対応等により、数百食程度の超過であれば2時間喫食を踏まえた給食提供が可能と考えられるため、新たな共同調理場の調理能力は、約15,000食/日とします。

共同調理場の調理能力は、調理釜等の容量から500食単位で示すことができます。

#### 調理時間の調整のイメージ

例えば、献立に揚げ物がある場合に、連続揚げ物機1台を使用し、60分かけて約3,000食分を調理するとします。

この場合1分で50食分の揚げ物調理が可能のため、5分間調理時間を伸ばし配缶直前まで調理が出来れば、250食程度、追加で揚げ物を調理できます。

#### 調理機器の余剰能力のイメージ

例えば、献立にスープがある場合に、300Lの容量の煮炊き釜を使用し、1食200~250mlのスープを1,000食分、概ね250L調理するとします。

煮炊き釜では、食材の体積や、かき混ぜる等の調理工程を考えると、吹きこぼれ等を防止するため、容量に余裕をもって調理することになります。

このことから、残りの50Lのうち10L~20L分多く調理ができれば、1釜で40~80食程度余分に調理が可能です。これが3釜分になれば、120~240食程度、多めにスープを調理できます。

## (2) 関係法令等

基本構想・基本計画において、参照される主な関係法令等の概要については、次のとおりです。

### ア 学校給食法について

学校給食法は、昭和 29 年に制定され、学校給食の普及充実を図るために、学校給食の実施に関して必要な事項が定められました。

平成 20 年の改正では、目的規定に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関して必要な事項が新たに定められました。

#### 学校給食法（昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号）（抜粋）

##### （この法律の目的）

**第 1 条** この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

##### （学校給食の目標）

**第 2 条** 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

##### （義務教育諸学校の設置者の任務）

**第 4 条** 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

##### （学校給食実施基準）

**第 8 条** 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

##### （学校給食衛生管理基準）

**第 9 条** 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

学校給食法（昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号）（抜粋）

- 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

（経費の負担）

第 11 条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とする。

イ 学校給食実施基準について

学校給食実施基準は、学校給食法に基づき学校給食を適正に実施するために文部科学省が定めている基準です。

学校給食実施基準（平成 21 年 3 月 31 日文部科学省告示第 61 号）（抜粋）

（学校給食の実施対象等）

- ・対象：在学するすべての児童又は生徒
- ・回数：年間を通じ、原則として毎週 5 回、授業日の昼食時に実施
- ・栄養内容：栄養内容の基準は、学校給食摂取基準とする。

ウ 学校給食の区分と内容について

学校給食は学校給食法施行規則第 1 条により、次の 3 種類に分類されています。

区分	内容
完全給食	パン又は米飯、ミルク及びおかず
補食給食	ミルク及びおかず等
ミルク給食	ミルクのみ

エ 学校給食実施方式について

学校給食には次に示す 3 つの方式があります。

区分	内容
単独調理場方式	学校内の給食室で調理したものを当該校の生徒が喫食する方式
デリバリー方式	民間事業者の調理施設で調理したものを各校に配送する方式
共同調理場方式	給食センターで調理した給食を各校に配送する方式

オ 学校給食衛生管理基準について

学校給食衛生管理基準とは、学校給食の衛生管理を適切に行うために文部科学省が定めている基準であり、学校給食の実施者は、同基準に基づき学校給食施設及び設備、調理の過程、衛生管理体制等について適切な衛生管理に努め、食中毒等の発生を防止することが求められています。

カ 学校給食に関する栄養教諭等の配置基準について

学校における食育推進の中核的な役割を担っているのが栄養教諭等であり、国の配置基準（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）は次のとおりとなっています。

栄養教諭等とは、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員をいう

区分	配置基準
単独調理場方式	調理場がある学校に下記の基準で配置 ・児童または生徒数 550 人未満の学校：4 校に 1 人 ・児童または生徒数 550 人以上の学校：1 人
デリバリー方式	配置なし
共同調理場方式	給食センターに下記の基準で配置 ・児童または生徒数 1,500 人以下：1 人 ・児童または生徒数 1,501 人～6,000 人：2 人 ・児童または生徒数 6,001 人以上：3 人

キ 学校給食施設について

学校給食施設は、整備にあたり、建築基準法第 48 条における用途地域によって次に示す内容の制限を受ける場合があります。ただし、例外的に利害関係者の出席を求めて公聴会を行い、建築審査会の同意を得た上で設置の許可を得ることができる旨が規定されています。

学校給食実施基準において「学校給食の実施に必要な施設」と定義される

区分	制限内容	
	調理場	各校の配膳室
単独調理場方式	制限なし	-
デリバリー方式	原則、工業系の用途地域のみ建設可能であるが、民間事業者の調理場から配送されるため、特に影響なし	制限なし
共同調理場方式	給食センターは工場扱いとなり、住居系の用途地域では原則、建設できない	制限なし

【参考：用途地域】

住居系	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
商業系	近隣商業地域、商業地域
工業系	準工業地域、工業地域、工業専用地域

## ク 食育基本法について

国民の食生活において、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などを含めた「食」に関する様々な問題への抜本的な対策として、食育を強力に推進するために平成 17 年に制定されました。

### 食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）（抜粋）

#### （前文）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

#### （子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

**第 5 条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

#### （学校、保育所等における食育の推進）

**第 20 条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。





## 平塚市学校給食基本構想・基本計画

令和2年11月

編集・発行 平塚市教育委員会 学校教育部学校給食課  
〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号  
電話 0463-23-1111(代表)  
0463-35-8119(直通)  
FAX 0463-36-7555



手をつなぎたくなる街